

令和8年9月15日

固定資産評価基準の一部を改正する告示案に係る地方財政審議会
第44回固定資産評価分科会会議資料及び意見募集

総務省は令和8年9月15日、地方財政審議会固定資産評価分科会（総務大臣の諮問機関）に、固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）の一部改正案について意見を聴きました。

また、令和8年9月16日（水）から令和8年10月20日（火）までの間、国民の皆様から広く意見を募集します。

1 改正の概要

【土地】

（１）地価下落地域における土地の評価額の修正について

令和8年1月1日から令和8年7月1日までの半年間の地価の下落状況を評価額に反映することができる措置を講じます。

（２）指定市町村の変更について

田、畑及び山林の指定市町村の一部を指定替えします。

【家屋】

（１）再建築費評点補正率等の改正について

在来分家屋の評価替えに用いる再建築費評点補正率について、基準年度間の工事原価に相当する費用の変動割合を基礎として、木造家屋1.16、非木造家屋1.20とするとともに、本改正に伴い、個々の在来分家屋について木造家屋経年減点補正率基準表における適用区分が変更されないよう所要の措置を講じます。

（２）評点一点当たりの価額に関する経過措置の改正について

評点一点当たりの価額に関する経過措置を令和11年度まで延長するとともに、物価水準による補正率について、一部の指定市に係る率を改正します。

（３）価額の据置措置等の経過措置の延長について

価額の据置措置及び不均衡是正措置の経過措置を令和11年度まで延長します。

2 地方財政審議会固定資産評価分科会資料

下記の総務省ホームページに、本日（15日（火））18時を目途に掲載するほか、総務省自治税務局資産評価室（総務省5階）において閲覧に供するとともに配布します。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chizai/bunkakai.html

3 意見募集対象

固定資産評価基準の一部を改正する告示案

なお、意見募集対象は、e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄に令和8年9月16日から掲載するとともに、以下の連絡先において閲覧に供します。

4 意見公募要領

別紙のとおりです。

5 今後の予定

総務省では、皆様からお寄せいただいたご意見及び地方財政審議会固定資産評価分科会の意見を踏まえ、固定資産評価基準の改正を速やかに行う予定です。

<連絡先>

自治税務局資産評価室

（土地について）

担当：池上固定資産鑑定官、川崎係長

電話：03-5253-5679

（家屋について）

担当：渡邊課長補佐、河本係長、小野事務官

電話：03-5253-5680